
記者資料提供（令和3年8月20日）

地方独立行政法人神戸市民病院機構

法人本部経営企画室総務課

三宅、鴨川 TEL：078-940-0156・0155

西神戸医療センター事務局総務課

森下、栂山 TEL：078-993-3706

地方独立行政法人神戸市民病院機構職員の懲戒処分について

処分案件（タクシーチケットの不適正な使用）

（1）被処分者 神戸市立西神戸医療センター 看護師（36歳 女性）（法人職員）

（2）処分内容 出勤停止6か月

（3）処分年月日 令和3年8月20日

（4）処分理由

被処分者は、勤務終了後の深夜帰宅の際に使用が認められているタクシーチケットについて、私的な用件での使用が認められていないことを認識しながら、平成29年4月から令和3年6月までの間に、合計162回・¥848,680円の不適正な使用を行った。

不適正な使用により、市民病院機構に損害を与えるとともに、当該行為を4年以上の長期間に渡り、常習的に行っており、非常に悪質である。

当該行為は、当機構の品位と信用を著しく失墜させるものである。

一方で、損害額を全て弁済するとともに、同日付で退職を願い出ていることから、上記処分を行ったものである。

（参考）

管理監督責任として、5名（部長級1名・課長級3名・係長級1名）を「病院長 口頭 厳重注意」とした。（同日付）